

上越市立城西中学校PTA規約

第一章 名称および事務局

第一条 本会は上越市立城西中学校PTAと称し、事務局を城西中学校に置く。

第二章 目的

第二条 本会は学校と家庭（父母と教職員）が互いに緊密な連絡のもとに積極的に協力し合い、生徒の福祉を増進し、教育効果の向上を目指すとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第三章 事業

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、生徒の奨学に関すること
- 二、会員の研修と厚生に関すること
- 三、学習環境の整備に関すること
- 四、生徒の保健指導と体位の向上に関すること
- 五、会員相互の親睦に関すること
- 六、生徒の指導に関すること
- 七、その他本会の目的達成に必要と認めたこと

第四章 会員

第四条 本会は次のものをもって組織する。

- 一、本校生徒の保護者
- 二、本校の教職員

第五章 機関

第五条 本会の目的を達成するために次の機関を設ける。

- 一、総 会
- 二、学校委員会
- 三、常任委員会
- 四、総務委員会
- 五、学年委員会

~~木、専門委員会~~

第六章 役員

第六条 本会には次の役員を置く。ただしその任期は一年とし留任を妨げない。

- 会 長 一名
- 副 会 長 若干名（但し内一名は学校長とする）

総務委員 若干名

会計監査委員 二名

常任委員 若干名

学級委員 若干名

~~専門部部長~~ 若干名

第七条 前条の役員は次の方法によって選出する。

- 一、会長・副会長・総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・~~専門部正副部長~~

①会長・副会長は選考委員会の人選に基づいて常任委員会において選出し、学校委員会の承認を得て総会に報告する。

②総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・~~専門部正副部長~~は、選考委員会で人選し、学校委員会で決め、総会の承認を得る。

※ 選考委員は、常任委員の中から選出する。

※ 年度末に学校委員会を開催し、少なくとも会長・副会長の承認を行うこととする。

二、学校委員

各学年委員・~~専門部部長~~・総務委員をもって構成する。

三、常任委員

総務委員・学年正副委員長・~~専門部正副部長~~・事務局員をもって構成する。

四、学年委員

学級委員をもって学年委員とする。学級委員は学級において選出する。

~~五、専門部部長~~

~~各学級において選出する。~~

~~木五、各委員会および専門部には、職員若干名を会長が委嘱する。~~

~~七六、事務局員~~

~~会長が委嘱する。~~

第七章 会の運営

第八条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その代理を務める。

第九条 総 会

本会の最高議決機関であり、会長が招集する。

総会は年度当初一回開き、必要がある時は臨時に開くことができる。
総会は次のことを行う。

- 一、規約の制定、改廃
- 二、前年度事業報告・決算の承認
- 三、本年度事業計画・予算の議決
- 四、総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・**専門部正副部長**の承認
- 五、その他重要事項

第十条 学校委員会

総会に次ぐ機関である。

会長がこれを招集し、次のことを行う。

- 一、**専門部**事業計画の審議
- 二、緊急事項の処理
- 三、その他必要事項

第十一条 常任委員会

会長がこれを招集し、その任務は次のとおりである。

- 一、総会・学校委員会の決定に基づき、その執行にあたり、各機関の連絡調整を図る。

- 二、議案ならびに予算案を作成し、総会・学校委員会に提出する。

- 三、その他必要事項

第十二条 総務委員会

会長・副会長・総務委員・事務局員をもって構成し、会長がこれを招集する。

総務委員会の任務は次のとおりである。

- 一、本会の統轄および庶務に関すること。
- 二、他団体との連絡調整に当たること。
- 三、学校教育・家庭教育の理解に関すること。
- 四、父母と教師の共同研究に関すること。
- 五、会員相互の啓発に関すること。
- 六、その他この会の運営に関すること。

第十三条 学年委員会は次の活動をする。

- 一、学年・学級PTAの計画と運営に関すること。
- 二、他学年との連絡、上部機関への連絡進言に関すること。

- 三、その他学年、学級内の必要な事項に関すること。

第十四条 **専門委員会に、次の専門部を置き、およそ次の業務の執行に当たる。**

十、教養部

- ① 講座・講読会の開催に関すること
- ② 学校の文化的行事に関すること
- ③ 会報の発行に関すること

十一、環境施設部

- ① 学校の教育環境の整備拡充に関すること
- ② 施設設備の改善研究に関すること

十二、保健厚生部

- ① 学校の保健衛生活動への協力に関すること
- ② 生徒の体育奨励に関すること
- ③ 教師と父母の厚生に関すること
- ④ 会員の親睦・レクリエーションに関すること

四、校外指導部

- ① 地区PTAとの連携のもとに生徒の校外生活指導に関すること
- ② 関係他団体・機関との連携に関すること
- ③ 少年問題の研究に関すること

第十五十四条 会計監査委員は会計に関する監査をし、総会に報告する。

第十六十五条 事務局員は、会の庶務および会計事務を担当する。

第八章 経 理

第十七十六条 本会の経理は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第十八十七条 会費の金額は総会で決定する。

第十九十八条 この会の会計年度は四月一日にはじまり、翌年三月三十一日に終わる。

第十九十九条 この会の会計決算は、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第九章 補 則

第二十二十条 本会には、会長委嘱による顧問を置くことができる。

第二十一二十一条 本規約は昭和四十一年四月一日より実施する。

(昭和五十五年四月一日 一部改正)

(平成 六 年四月一日 一部改正)

(昭和六十一年四月一日 一部改正)

(平成 八 年四月一日 一部改正)

(昭和六十二年四月一日 一部改正) (平成 九 年四月一日 一部改正)
(平成 元 年四月一日 一部改正) (平成 十三年四月一日 一部改正)

城西中学校PTA慶弔費に関する規程

第一条 弔慰金に関しては次のとおりとする。

- 一、学校職員が死亡した時、一〇、〇〇〇円
 - 二、生徒および生徒の父母が死亡した時、一〇、〇〇〇円
 - 三、特別の場合は常任委員会協議し、弔慰を表わす。
- 第二条 見舞金に関しては次のとおりとする。

- 一、学校職員が一ヶ月以上病氣欠勤の場合、五、〇〇〇円
 - 二、生徒および生徒の父母が入院療養一ヶ月以上の場合、五、〇〇〇円
 - 三、会員が特別の災害を受けたときは総務委員会で協議し、見舞金を贈る。
- 第四条 餞別金に関して、特別の場合は総務委員会で協議し決定する。
- 第五条 前各条の規程によりがたい特別の場合は総務委員会においてそのつど協議決定する。

付則 この規程は昭和五十三年四月二十六日より実施する。

(平成十二年四月一日 一部改正) (平成十三年四月一日 一部改正)
(平成十四年四月一日 一部改正) (令和四年度五月六日 一部改正)

生徒活動後援費に関する規程

第一条 この規程は城西中学校の生徒活動を円滑にするために設ける。

第二条 生徒活動後援費の支出内容は次のとおりとする。

- 一、本校生徒の対外試合、コンクール、発表会等に出場に必要な諸経費
- 二、吹奏楽部における楽器等の整備に関する経費
- 三、その他生徒の活動等に必要な経費

第三条 この生徒活動後援費は城西中学校に在学する生徒の保護者・職員からの徴収金及びその他の収入をもって充てる。徴収金の金額については総会で決定する。

第四条 生徒活動後援費の支出は当該する職員の要望に基づき、学校長の決裁により支出する。

第五条 この生徒活動後援費の収支については、その年度の城西中学校PTAの会計監査を経てPTA総会の承認を受けるものとする。

第六条 当該年度において剰余の金額を生じた場合は次年度の積立金とし、不足を生じた場合は、PTA常任委員会協議し、学校委員会での対策を決定する。

付則

この規程は平成十六年四月一日より実施する。
(昭和四十八年四月一日制定の遠征費に関する規程は、平成十六年三月三十一日をもって廃止する。)